

令和 3 年(2021 年)5 月 28 日

保 護 者 各 位

札幌市子ども未来局長

**新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための
家庭保育のお願いについて（再周知）**

日頃より、本市の子ども関連施策に対し、ご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。
現在、北海道では「緊急事態宣言」が発令されておりますが、市内の感染状況にはいまだ大きな改善が見られず、この度、緊急事態宣言の対象期間が6月20日（日）まで延長されました。

このような状況から、感染防止対策として、さらに児童クラブでの密集を緩和できるよう、保護者の皆様へは下記のとおり引き続き可能な範囲で家庭での保育にご協力いただくよう、改めてお願い申し上げます。

なお、保育が必要な方に対しては、引き続き通常どおりの保育を提供いたしますので、念のため申し添えます。

また、児童会館の利用停止の基準につきましても、市立小学校の基準を踏まえ、一部変更しておりますので、併せてお知らせいたします。

記

1 家庭保育のお願いについて

5月から引き続き、令和3年6月20日（日）までの間、可能な範囲で家庭での保育にご協力をお願いいたします。

なお、今回の措置は、保護者の皆様への可能な範囲での協力依頼であり、例えば仕事・通院・介護などで保育が必要な方におかれましては、引き続きご利用の児童会館又はミニ児童会館で保育を行います。

2 利用停止等の基準について

「【別紙】新型コロナウイルス感染症に係る利用停止等の基準」のとおり、一部変更いたしましたので、ご確認をお願いいたします。

利用停止の基準に該当する状況になった場合は、必ずご利用の児童会館又はミニ児童会館までご連絡ください。

【担当】 子ども未来局子ども育成部子ども企画課放課後児童係 (Tel.011-211-2989)

【別紙】新型コロナウイルス感染症に係る利用停止等の基準（令和3年5月28日更新）

① 児童クラブの利用停止等の基準について（下線部は今回変更部分（字句修正等を除く））

ア 児童が感染した場合	治癒するまでの間、利用できません。
イ 児童の同居者が感染した場合	感染した同居者が治癒又は同居をしなくなる等、家庭内で新たに感染する恐れがない状態になった後、原則として14日間、利用できません。
ウ 児童が濃厚接触者に指定された場合	健康観察期間が終了するまでの間、利用できません。 なお、感染者の発生により、小学校が学級閉鎖等になった場合は、閉鎖対象の学級等の児童は濃厚接触者となるため、閉鎖期間中は利用できないこととなります。
エ 児童の同居者が濃厚接触者に指定された場合	濃厚接触者に指定された同居者の検査結果が判明するまでの間、利用できません。
オ 児童が、保健所の指示や助言等に基づき、PCR検査又は抗原検査を受けることになった場合	検査結果が判明するまでの間、利用できません。
カ <u>オの場合を除き、児童の同居者が、保健所の指示や助言等に基づき、PCR検査又は抗原検査を受けることになった場合</u>	<u>検査結果が判明するまでの間、利用できません。</u> <u>ただし、同居者の勤務先等の規定により、定期的にスクリーニング検査を受けるときは、利用できます。</u>
キ その他	ア～カ以外でも、感染の可能性が疑われる場合等に、利用できない場合があります。

② 児童クラブ以外の事業での利用について

一般来館等、児童クラブ以外の事業については、児童クラブの例に準じます。

③ 事業の休止・休館について

利用者や会館職員等が感染した場合については、対象者の利用状況等を踏まえ、会館内での感染拡大の恐れがある場合やその他必要な場合には、事業の休止・休館を行うことがあります。なお、事業の休止・休館期間については、消毒や濃厚接触者の特定等に要する時間のほか、感染状況等を総合的に判断のうえで決定します。